

令和4年 教育委員会第10回定例会 会議録

日 時 令和4年6月14日（火）

午後3時00分～午後3時48分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 議案第18号「教育事務に関する議案の意見聴取」

【指導課】

(1) 議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

第 2 報告

【子育て推進課】

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（6月20日号）

(3) マスクの着用の考え方について

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（11名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	大塚 立志

指導課長	山本 真
------	------

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米教育長	<p>開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>ただいまから令和4年教育委員会第10回定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は、俣野委員にお願いします。</p>
俣野委員	はい。
堀米教育長	議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。
子ども総務課長	はい。子ども総務課長です。
教育政策担当課長	本日、幹部職員のうち、議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、そして私、子ども総務課長です。
子ども総務課長	オンライン出席をしている幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、返事のほうをお願いします。
子ども総務課長	それでは、呼び上げます。
子ども総務課長	教育政策担当課長。
子ども総務課長	はい。教育政策担当課長です。
子ども総務課長	子ども支援課長。
子ども総務課長	子ども支援課長、湯浅でございます。よろしく願いいたします。
子ども総務課長	子育て推進課長。
子ども総務課長	子育て推進課長、小阿瀬です。よろしく願いいたします。
子ども総務課長	児童・家庭支援センター所長。音声途切れているようですので、続きます。
子ども総務課長	子ども施設課長。
子ども総務課長	はい、赤海です。よろしく願いいたします。
子ども総務課長	学務課長。
子ども総務課長	学務課長は、今機器が繋がっておりませんが、出席しております。
子ども総務課長	はい、分かりました。後ほど確認させていただきます。
子ども総務課長	指導課長。

指 導 課 長	はい。指導課長、山本です。よろしくお願ひします。
子ども総務課長	九段中等教育学校経営企画室長。
九段中等教育学校経営企画室長	はい、九段中等、大塚です。
子ども総務課長	以上のとおりの出席状況でございます。よろしくお願ひいたします。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 議案第18号「教育事務に関する議案の意見聴取」

指導課

(1) 議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

堀米教育長	はい。それでは、日程第1、議案事項に入ります。 議案第18号「教育事務に関する議案の意見聴取」につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。
-------	---

子ども総務課長	子ども総務課長です。議案第18号「教育事務に関する議案の意見聴取」について、タブレットもしくは手元の資料でご確認いただきながら、聞いていただきたいと思ひます。
---------	---

こちらにつきまして、令和4年6月7日付、総務課から照会がございました。

令和4年5月24日開催の教育委員会第9回定例会で議決を受けた幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取でございます。

こちら、どのような内容であったかといいますと、教育職員の給与に関する条例の中の教員の特殊業務手当についての上限を、現行6,400円であったものを1万6,000円に改めるといふものでございます。今回、この議案を区長部局から議会に提案するに当たって、意見聴取をするものでございます。

これに関する回答といたしましては、「異議なし」でご議決を賜りたいと考えております。

説明のほうは以上でございます。

堀米教育長	はい。それでは、ご質問等がありましたら、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。
-------	---

(な し)

堀米教育長	はい。それでは、これは議案ですので、採決を取ります。 賛成の教育委員は、挙手をお願いします。
-------	---

(賛成者挙手)

堀米教育長	ありがとうございます。全員賛成により可決されました。 続きまして、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、指導課長より説明をお願いいたします。
-------	--

指導課長

それでは、私から、議案第19号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、議案第19号及び概略を記載いたしました資料を基に、ご説明申し上げます。

それでは、今、タブレットに映っております概略を記載した資料をご覧ください。

まず、項番1、趣旨ですけれども、令和4年度の区長部局職員の休暇、夏季休暇については、新型コロナウイルス感染拡大への対応のために、夏季休暇の取得が困難なことが想定されることから、特例といたしまして、夏季休暇の承認期間、取得可能期間を延長することとなりました。

このことを受けまして、区長部局職員との均衡を考慮し、幼稚園教育職員についても、令和4年度における夏季休暇の承認期間を延長するものでございます。

項番2、改正内容ですが、夏季休暇の承認期間の延長をすることとし、令和4年度に限り、その承認期間を「7月1日から10月31日まで」とするものです。

参考として、資料の表をご覧ください。夏季休暇期間は規則本則といたしましては、7月1日から9月30日までではありますが、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点及びオリンピック・パラリンピック開催の観点から、期間を7月1日から11月30日までとしておりました。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、その期間を10月31日までとするものでございます。この期間内に夏季休暇として、年次有給休暇とは別に、5日間の取得が認められることとなります。

項番3、新旧対照表につきましては、議案第19号のとおりとなります。ご確認ください。

なお、今議案は、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を、今ご覧いただきました新旧対照表のとおり、年度や期間を変更するものでございます。

4、施行期日は、公布の日となります。

本件につきまして、説明は以上となります。よろしく願いいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、この件に関して、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

長崎委員。

長崎委員

令和2年度、3年度も、期間が延長されていたのですけれども、延長して、きちんと成果があったというか、11月まで延ばしたことで、お休みを取りはぐれることなく取れているのかについてはいかがでしょうか。あと、幼稚園職員の場合、やはり幼稚園が夏休みの期間に取るのが一番、先生方も取りやすいのかなんて思うのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

堀米教育長

指導課長、お願いいたします。

指導課長

指導課長です。

今ご質問いただいたとおり、取れているかということに関しましては、皆さん、夏季休暇を取っていただいております。ただ、その期間につきましては、やはり、お話しのとおり、どうしても、いわゆる夏季休業中に取得することが取りやすいということから、昨年度についても、10月以降にこの夏季休暇を取得した教育職員は1名ということで、それ以外は、7月、8月、9月に取得したというような現状になっております。

長 崎 委 員
堀 米 教 育 長

はい。ありがとうございました。
ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
(な し)

堀 米 教 育 長

それでは、こちらは議案ですので、採決を取ります。
賛成の教育委員は、挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

堀 米 教 育 長

はい。ありがとうございます。全員賛成により可決されました。

◎日程第2 報告

子ども推進課

(1) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について

堀 米 教 育 長

それでは、日程第2、報告事項に入ります。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、子育て推進課長、説明をお願いいたします。

子 育 て 推 進 課 長

はい。子育て推進課長です。子育て世帯生活支援特別給付金の支給につきましてご説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

こちらの給付金、昨年度も同種の給付をしているところでございます。概要は、冒頭の文章に書いてございますが、コロナの影響によりまして、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯に対しまして、児童一人当たり一律5万円を支給するという内容になってございます。

支給の対象でございます。1番に記載してございますが、まず(1)ひとり親の子育て世帯です。ご覧の3つ、対象がございまして、①令和4年4月分児童扶養手当受給者。②公的年金受給をしていて、児童扶養手当をもらっていない方。③感染症の影響で家計が急変して、児童扶養手当受給世帯と同じ水準になっている方。そうした方が対象になっています。

二つ目の対象でございますが、(2)のその他の子育て世帯につきましては、二人親の世帯になります。令和4年4月分児童扶養手当又は特別児童扶養手当の受給者ですとか、高校生相当の児童のみを養育する世帯の方で、令和4年度の住民税均等割が非課税の方。が、対象になってございます。

このほか、②でございすけれども、令和4年1月以降に家計が急変し、非課税相当まで収入が下がってしまっている方が対象になっております。

続いて2番、支給の方法です。ひとり親の子育て世帯のうち、児童扶養手当受給者とその他の子育て世帯のうち、住民税均等割非課税の世帯。こちら

の方については、手当登録済みの口座に自動的に振込をいたします。

これ以外の方ですね。(2)に記載のとおり、申請をしていただきまして、給付決定後に口座に振込をするという流れになっております。

3番の予定経費でございます。約6,960万2,000円でございます。給付費と事務費の内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。よろしくお願いたします。

4番、事業のスケジュールです。

まず、(1)ひとり親の子育て世帯につきましては、申請が要らない方については、6月30日に振込をいたします。その他の申請が必要な方については、6月20日から来年2月28日まで申請をいただきまして支給をするという流れです。

続いて、その他子育て世帯分でございます。こちら申請の要らない方については7月末に支給を、振込をする予定でございます。申請が必要な方につきましては、7月12日から、同じく令和5年2月28日までに申請を頂き、支給をするという流れになってございます。

最後、周知でございます。先週金曜日に区のホームページに掲載をいたしまして、6月20日号の広報と7月20号の広報にこの後載せて、周知を図っていく予定でございます。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

堀米教育長

ありがとうございます。

この件に関しましてご質問がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

では、金丸委員、お願いします。

金丸委員

その他の子育て世帯、対象者が825人もいる。千代田区でもこんなにいるのでしょうか。

堀米教育長

子育て推進課長。

子育て推進課長

そうですね。見込みでございますけれども、申請の要らない方については、あらかじめこちらでカウントして分かる方については、640名を予定しております。その他、児童扶養手当の受給者でありますとか、高校生相当の受給者を合わせて65人を見込んでおります。

どうしても分からないのが家計急変の方ということなのですが、こちらの方を120人予定はしておるのですが、昨年度実績ですと、今のところは一桁台というところでもありまして、ここは周知のしようもあるのでございますけれども、なかなか見込みどおりの人数まではいないというところがございます。

たまたま昨年度、私、他の課で、生活支援の特別給付金をやらせていただいて、非課税の人数をカウントしたところなのですけれども、その当時、昨年12月時点での非課税世帯数で、全体で4,700世帯というカウントをしております。世帯数としては、千代田区でも思った感覚以上にはいらっしやるかというのが個人的な感想を持っているところでございます。

金丸委員 ありがとうございます。
堀米教育長 はい。ほかによろしいでしょうか。
(なし)
堀米教育長 はい。ありがとうございます。

◎日程第3 その他

子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(6月20日号)
- (3) マスクの着用の考え方について

堀米教育長 それでは、日程第3、その他事項に入ります。
教育委員会行事予定表、広報千代田(6月20日号)、マスクの着用の考え方につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。教育委員会の行事予定表をご覧ください。今回、6月14日から7月25日までの予定をお示ししてございます。

6月20日の指導課訪問については、延期となってございまして、その後の日程はまだ調整がついていない状況なので、決まり次第、お知らせいたします。

前回から追加のところは、7月7日木曜日13時25分から、音楽鑑賞教室が東京芸術劇場のほうでございまして、そちらが追加になってございます。

教育委員会行事予定表は、以上でございます。

引き続きまして、「広報千代田」6月20日号の広報原稿一覧をご覧ください。子ども部からは4件、そのほか地域振興部から13件の合計17件となっております。

子育て推進課からは、次世代育成手当の拡充と、あともう一つは、先ほどご説明した生活支援特別給付金の支給についてです。児童・家庭支援センターからは、ベビママの会、学務課からは区立中学校の学校選択について載る予定となっております。

そのほかにつきましては、広報がお手元に届いた際にご確認いただきたいと存じます。

続きまして、屋外・屋内でのマスクの着用について及びマスクの着用の考え方について、本日、情報提供として資料を配付させていただいております。

現行、ニュース等で様々に取り上げております内容とほぼ変わらないので、ご確認いただけたらと思っておりますが、屋外で距離が確保できる場合はマスクの必要がない、運動をしている場合もマスクの必要がない状況となっております。

屋内においても、距離が確保できない場合はマスクの着用を推奨し、距離が確保できる場合のマスクの着用については、会話をしない場合には必要な

いというような内容となっております。また、学校、通勤等のラッシュの際には、マスクを着用しましょうという内容となっております。

続いて裏面が、子どものマスク着用についてでございます。

就学児については、屋外・屋内とも、先ほどお話しした内容とほぼ変わらないのですが、未就学児について、2歳未満の子についてはマスクの着用は推奨しません。また、2歳以上の未就学児についても、マスクの着用を嫌がるようだったら外すようになどの、一律マスクの着用を求めることはしないようにとなっております。

最後の資料で、未就学児のお子さんの取扱いについてというところで詳細が書いてございますので、後ほどご確認いただきたいと存じます。

説明のほうは以上です。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。3点ございました。教育委員会行事予定表、広報千代田、それからマスク着用の考え方ということですか。

これについて、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

日程のほうで、ほかの課から漏れとかはないですか。大丈夫ですか。よろしいでしょうか。

はい。金丸委員、どうぞ。

金丸委員 このマスク着用に関するパンフレットに書いてあること自体はよく分かるのですけれども、そうではなくて、例えば東京で、昨日の場合に感染者が1,000人を割り込んでいるという状況ですよね。そうすると、どこかの段階で、マスクは要らなくていいのだということが起きるだろうと思うのですけれども、大体、1日の感染者数が何人ぐらいたったら要らなくなるというような見込みというのは分かっているのでしょうか。

堀米教育長 子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長 子ども総務課長です。

今、現時点では、何人未満だったらマスクの着用をなしとするという見解は出てきていない状況です。

新たな情報が入りましたら提供させていただきたいと考えてございます。

堀米教育長 はい。

ほかにごございますでしょうか。

長崎委員、どうぞ。

長崎委員 このマスク着用の考え方についての案内なのですけれども、これをもって区や学校が、児童・生徒や園児たちのご家庭にマスクをしなくていいとする周知とするのか、このままこのチラシを各家庭に配付することで周知とするのか、それとも区として別に周知をするのか、その辺はどうなのでしょう。

堀米教育長 はい、分かりました。

これについては。

子ども総務課長 子ども総務課長です。

学校教育現場につきましては、学校長、園長宛の通知でマスクの着用の考

え方をお示ししている状況で、その中で学校現場や保育の現場でその内容に準じた形で運用している状況であるかと思います。保育園については、公立園については、3歳以上は、原則、屋内においてはマスクの着用、屋外においては距離が保てるようであればマスクを外すような形になっています。2歳未満については、マスクは屋内であっても着用しない方向で運営しているというような状況で、それは各園からご案内をしているかと思います。また、児童館、学童については、やはり今マスクの着用を屋外ではしなくなってきたので、どうしてもお子様がお自宅にマスクを忘れてきてしまっているような状況があるので、マスクはご持参くださいというご案内と一緒に、各施設に応じて職員がご説明して取り扱っているところがございます。

長崎委員

はい。ありがとうございました。

あと、先生に関しても、今、何となく子どもはしなくてもいいよ、でも大人は何となくまだしておいたほうがみたいな、風潮がありますけれども、例えば体育の授業など、これから熱中症のことも考えて先生方も適宜外せるような雰囲気が出ていくといいなと思います。

堀米教育長

はい。

これに関しては、指導課長、何かございますでしょうか。

指導課長

はい。指導課長です。

子どものマスク着用については、今、大谷課長のほうからお話いただいたとおりですけれども、教職員につきましては、基本的にはもちろん3密の回避ですとか、基本的な感染症対策の徹底というところを実施していただきながら、適切な距離が取れるですとか、そういった環境下においては外すことも可能であるというふうに考えております。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

学務課長、今後のガイドライン等の考え方について、少し話をしてください。

学務課長

学務課長です。

今、大谷課長が申したような、学校・園の現場での対応というのは取っておりますが、このコロナの区立学校等におけるガイドラインについても、令和2年に策定してから、月日が少したっております。現状を踏まえた見直しを行っております。今後、マスクの着用については今申したとおりですが、これからの季節、特に留意しなければいけないのは、熱中症対策です。ですから、感染症の防止対策と合わせて熱中症対策を念頭に置いたマスクの正しい着用やマスクを外す時点、そういったものを織り込んだガイドラインを、改訂版として、今後時間を置かずにお示ししたいと考えております。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。そのような方向で、この資料はあくまでも参考ということでご覧いただければありがたいと思っています。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは、教育委員さんから情報提供等ございましたらお願いいたします。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員 先日、お茶の水小学校の訪問に行ったときに、短時間だったのでそれが問題だというわけではないのですけれども、体育の時間に体育座りを子どもたちがしていたのです。ここ最近、いろいろな形でニュースが出ていて、体育座りは内臓を圧迫したり背骨を傷めたりしてよくないというのがかなり一般的な議論として出てきているということから、千代田区では体育座りについて、教育委員会として何か指導をされているのか、それとも各学校、もしくは各教師に任せてしまっているのか、その点を教えていただきたいと思いました。

堀米教育長 はい。これは指導課長でよろしいでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。

金丸委員ご指摘のとおり、現在、メディア等でこの体育座りの賛否について多く取り上げられているというふうに私も認識しております。この体育座りと言われておりますけれども、地域によっては体操座りですとか三角座りですとか山座りですとか、そういった名称で呼ばれている地域もございます。また、諸外国においては、こういった座り方はあまり存在しておらず、正式な場でもあぐらで座る国も多いというふうに聞いております。

もともとなのですけれども、この体育座りというのは、ちょっと調べさせていただいたところ、1965年に文科省から出ております集団行動指導の手引というものに紹介され、そこから広がったというふうに聞いているところでございます。ご指摘の千代田区に関する指導方針、指針については、結論から申し上げますと、そういった指導方針、指針というものはございません。この体育座りについても絶対しなければいけないということではなく、学校ですとか学年の発達段階、また児童・生徒の特性に応じて柔軟に対応すべきものではないかというふうに考えているところです。

以上です。

堀米教育長 はい。現在ではそのような状況ということですか。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員 よろしいでしょうか。

堀米教育長 金丸委員。

金丸委員 6月6日の読売新聞のオンラインのニュースであったことなのですけれども、2020年度以降に全国の小中学校にいわゆる1人1台端末が支給されて、そのうちで、全国の端末使用の自治体のうち、少なくとも25の自治体で47件、この学習端末を使ったいじめがあったことが、読売新聞の調査で分かったというニュースが載っております。他の児童のIDやパスワードを勝手に使用する性悪説も23自治体で36件に上り、学校は端末の不正な利用に苦慮しているというようなことが書かれていたのですけれども、千代田区ではそういう話を今のところ私は聞いていませんけれども、これは千代田区では全

くそういうことは生じていないと考えたほうがいいのか、生じていてもまだ学校現場が把握できていないという可能性があると考えべきなのか、その点はいかがでしょう。

堀米教育長
指導課長

はい。これは指導課長でよろしいですか。

はい。指導課長です。

今ご指摘いただきました件なのですけれども、こちらのほうで把握しているケースといたしまして、昨年度9月に端を発しましたいわゆる顔認証のログイン障害、この際には、例えばスカイメニュークラウドというソフトに関しましては、顔認証で入るのではなくて、学校の共通パスワードで入っていたというような時期がございました。そのときに、中学校において友達の悪口を書いてしまったというようなケースの報告が1件ありまして、学校でも事実の確認と指導等の対応をしていただいているところでございます。それ以降、現在に至るまで顔認証につきましても正常に稼働しておりますし、現在はログインパスワード、またIDについても個人個人の乱数によるものとなっておりますので、金丸委員ご指摘のような問題は発生していないというふうに捉えております。

金丸委員
堀米教育長

ありがとうございます。

はい。ほかにもございますか。

では、俣野委員、どうぞ。

俣野委員

4月28日の新聞にランドセルが重いという話が出ていましたけれども、昨日か今日の新聞で、重いランドセルでも引くランドセルというのが出てきたとか掲載されていましたが、現実、今、子どもたちにとって、端末はやはり一番重いと思うのですけれども、あと水筒ですとか、あるいは教科書ですとか、ランドセルが非常に重くなっていると思うのですけれども、その辺のところは曜日によって持ってくるものを変えとか、何かそのような対策、あるいは保護者から重くて困るというような話というのは出ているものなのでしょうか。

堀米教育長
指導課長

はい。では、ランドセルのことについて指導課長、お願いいたします。

はい。指導課長です。

今、俣野委員からお話いただきましたランドセルが重たいというような問題につきましては、確かに保護者の方からご意見を頂いているというようなところはございます。また、このところ某自治体の子どもたちが開発したと言われております、引きずるタイプの「さんぼセル」というような、商品名を挙げていいのかどうか分かりませんが、そういったものも話題になっているというふうには認識をしているところでございます。

対応といたしましては、平成30年度に東京都からも通知がございました。必要のない学習道具については学校に置いていく、いわゆる置き勉強というものでも可能なようですとか、特に学期末の学習道具については計画的に持ち帰るというようなことについては昨年度も通知を写しを発出いたしまして各学校には指導をしているところです。また、今後も同じような話を各学校には

侯野委員 していきたいというふうに考えているところです。

侯野委員 ありがとうございます。
それで、一番重いのは端末ですね。今この端末というのは毎日持って帰るような形になっているのですか。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 はい。指導課長です。
基本的には家庭で充電をする、そして家庭学習にも活用するというための端末というふうに考えております。もちろん学校でも活用するのですが、そういった意味も含めて基本的には毎日持ち帰りということになっております。

侯野委員 分かりました。そうすると、やはり教科書で調整するしかないということですね。水筒は、もう、やはり毎日でしょうから。置き勉強というのですか、やはり教科書を置いていくというようなことで取りあえずは対処するという、そういうことでよろしいですか。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 指導課長です。
基本的にはそういった点も考慮いたしまして、端末自体もかなり軽い軽量のものを選択して子どもたちに貸与しているところもございます。また、今お話のとおり、教科書等で置き勉強等も活用しながら工夫して、身体に配慮しながら持ち帰りをしていくというようなことで考えております。

侯野委員 ありがとうございます。

堀米教育長 うちの端末は結構軽いと思うのですが、あれは何グラムぐらいですか。分かりますか。

指導課長 1キロ前後だったような気がするのですが、ちょっと今、正式な数値はございません。大変申し訳ありません。

堀米教育長 逆に、今、教科書が大判になっているので、その1冊、1教科ぐらいのほうがかかなり重たいのではないかと。一方でデジタル教科書に、今なっています。3教科ぐらいですか。これについてはどうですか。

指導課長 はい。指導課長です。
デジタル教科書につきましては、子どもたちの端末に入っているものが国語、算数、数学、それから英語ということで、現在3教科についてはデジタル教科書として子どもたちのタブレットに入っております。今お話のように、そういった教科書については置いておくというのも一つの工夫ではないかというふうに思います。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。
そういう意味では大分デジタル教科書を千代田区は活用していますので、うまく工夫すれば大分軽くなるのかというようなことではないかというふうに思っています。

指導課長 教育長、すみません。もう1点よろしいでしょうか。

堀米教育長 はい、どうぞ。

指導課長 端末の重量、今ちょっと正式な数値を確認いたしました、端末だけで申し上げますと790グラムということで、かなり軽いと思います。

堀米教育長 そうですね。多分かなり軽いほうではないかと思うのですけれども。はい。ありがとうございます。

長崎委員 ほかに情報提供ございましたら、長崎委員、どうぞ。

長崎委員 はい。先日、神田一橋の通信制の映画「まなぶ」の上映会に参加してまいりまして、主催者の方とご挨拶を交わしたときに、昨年度は通信制の募集時期に合わせて主催者さんたちが自前でホールを借りて、上映会を行ったそうなのです。マスコミなども入ったりして「まなぶ」の映画が取り上げられたことによって、今回、今年度の15名の入学者が入ったのではないかという、そういう部分も大きいのではないかとおっしゃられていて、今年度はぜひ、千代田区が自主的に上映会を行ってアピールしたらいいのではないですかというご意見を頂きました。あと、通信制の指導に当たられる先生方の人員をもう少し増やしていただけたら、よきめ細やかな学習環境になるのではないだろうかというようなお話を頂戴したので、一応皆さんにも共有いたします。

堀米教育長 以上です。

堀米教育長 ありがとうございます。

堀米教育長 これは特に質問ということではなくていいですね。はい。ありがとうございます。

俣野委員 ちょっと関連してよろしいですか。

堀米教育長 はい。俣野委員、どうぞ。

俣野委員 関連してなのですけれども、通信制の生徒さんたちには、これは新聞の記事を見てみると、端末を使っていないようなのですけれども、この通信制の生徒さんには1人1台、端末は。

堀米教育長 しております。

俣野委員 しているのですか。

堀米教育長 はい。

俣野委員 そうですか。分かりました。

堀米教育長 指導課長、それでよろしいですね。

指導課長 はい。通信制の生徒さんにも貸与しております。

俣野委員 はい、分かりました。

堀米教育長 ほかに情報提供。

金丸委員 金丸委員、どうぞ。

金丸委員 6月8日の日経に出ていて、ちょっと私はびっくりしたのですが、例の池田小学校事件から大分日がたってきて、学校現場の侵入者に対する警戒感が非常に低下しているのだという記事が載っていました。警察への通報システムを設置する学校が年々減り続けていて、今では全国で3割にとどまるというようなニュースでした。また、通報システムを設置するのに40万円かかって、維持をするのに年間10万円かかるというようなことで、兵庫県警が調査

したところ、県内の学校のうち12.6%のホットラインでボタンを押しても作動しなかったり音声途切れるというような不具合があることが分かったというニュースなのですけれども、千代田区ではこの点はどんな状況なのでしょうか。

堀米教育長 はい。これは通報システムについてと。これは子ども施設課のほうがよろしいでしょうか。赤海課長、お願いします。

子ども施設課長 子ども施設課、赤海です。

今、金丸委員からご質問いただきました通報システムでございますが、私も子ども施設課で担当させていただいている部分で申し上げますと、幼稚園・保育園・こども園で12か所、それから小学校8か所、中学校2か所、児童館5か所ということで合計27か所「非常通報装置学校110番」という名称なのですが、それを設置してございます。費用に関しましては、金丸委員がおっしゃった金額でおおむね同じもので、設置に当たって40万円程度、保守に関しては今申し上げた数で、年間100万円程度ということで保守を行っている状況でございます。

また、この保守なのですけれども、3か月に1回巡回をして、異常の有無を検査してもらったりですとか、異常通報があったような場合、中央で監視をしております、そういったことを含めて、毎月、区に報告を出させているというような内容でございます。また、毎月1回通報装置本体に自己診断機能がございまして、その自己診断機能で電源や押しボタンの配線に不具合がないかということや月に1回行っているというような状況でございますので、他県の状況とは千代田区の場合は少々異なっております、その辺りはしっかりとメンテナンスをさせていただいているという状況でございます。

また、蛇足かもしれませんが、2001年のこの事件を受けて以降なのですが、各学校などの入り口の門に関しては電子錠を導入させていただいております、現状インターフォンで、中で、来ましたよという確認が取れなければ鍵を開けないというような運用もされておりますので、一定の安全性は確保できているかと認識しているところでございます。

金丸委員 どうもありがとうございます。ちょっと安心させていただきました。

侯野委員 すみません。今の関連で。

堀米教育長 侯野委員、どうぞ。

侯野委員 今回の関連なのですけれども、その設置した後に何かそういう形で異常事態とかそういったものがあつたというようなことは、当区の場合はあまりないということですか。

堀米教育長 不審者が入りそうになったような事例があるかどうかについては、赤海課長、いかがでしょうか。

子ども施設課長 私が知っている限りにおいては、なかったかと思っております。

堀米教育長 はい。

侯野委員 特にやはり秋葉原周辺2校の小学校辺りは、やはり周りの環境がもう従前に増して悪化していますので、その辺のところは非常に気になる部分もある

のですけれども、では、当区の場合はそれほど目立ったものはないということによろしいですか。

堀米教育長

はい。

子ども施設課長

はい。そのように認識してございます。

堀米教育長

我々が学校訪問するときは必ずセキュリティがあるので、逆に言うと入るのになかなかすぐ入れないというようなこともありますので、セキュリティについてはしっかりやっているというようなことになるかなというふうに思います。

これについて補足等はよろしいですかね。

それでは、ほかに情報提供ありましたら、よろしいですか。

(な し)

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

では、ほかにご連絡なければ、本日の教育委員会は以上をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。